



第4章 野火止用水の現状と課題

1 野火止用水の保存（保存管理）

(1) 保存（保存管理）の現状

野火止用水は、江戸時代前期に開削された用水で、この地域の開発を成功に導き、生活や生業の基礎となったことが本質的価値の一つである。かつての野火止台地には、野火止用水の分水が張り巡らされていたが、現在、市内に水流のある約9.4kmを史跡保護の対象としている。ほぼ全域が市有地であるが、一部に民有地を含んでいる。

史跡指定範囲内の本質的価値を構成する諸要素とそれ以外の要素、周辺環境との一体的な保存のため、維持管理を行っているが、野火止用水の法面は、過去の復原対策事業と清流対策事業の2度の事業によって断続的に整備され、区間によって素掘りや木杭、擬木杭、コンクリート等、護岸形態が異なった状態となっている。

旧計画では、県教委の指導を得て、市教委において、指定範囲をA・B・Cの3地区に区分して、保存に努めてきた。各地区の概要は、素掘りの形態がよく残る区間がA地区、開渠ではあるが護岸を木杭等とした区間がB地区、法面の一部が歩道化された開渠区間と暗渠化された区間がC地区である。

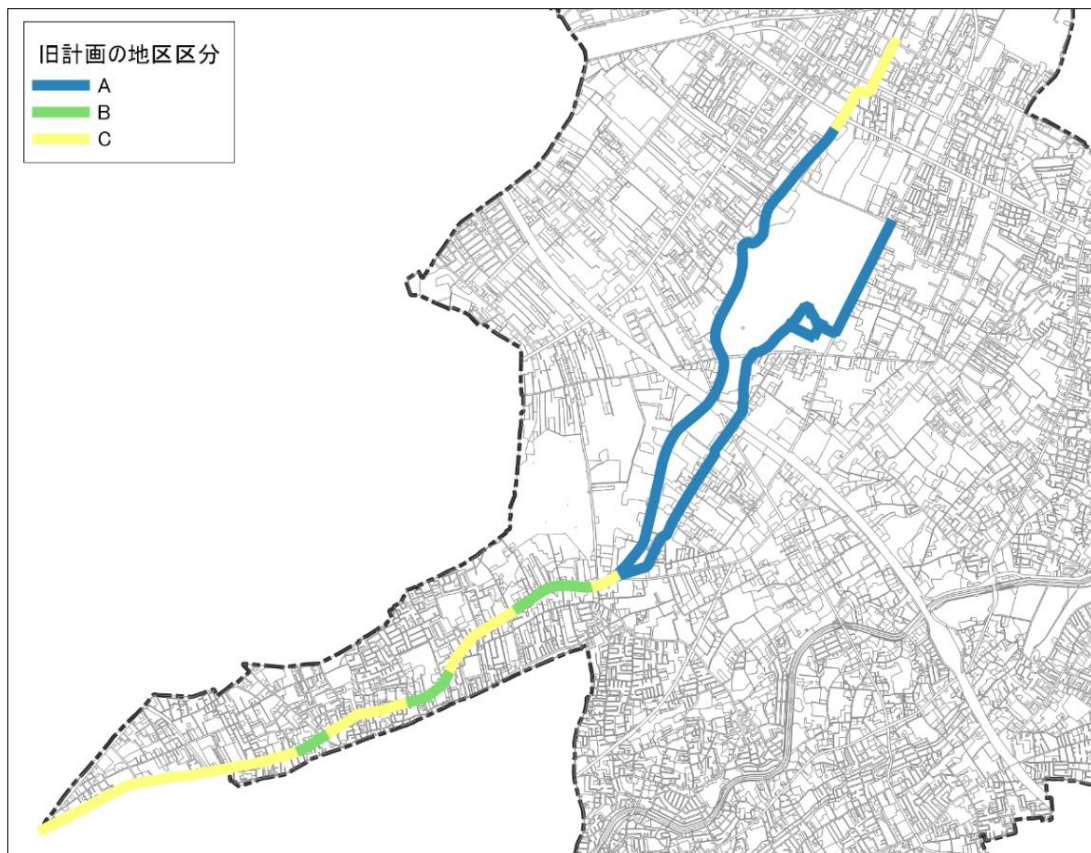


図 47：『野火止用水管理活用計画』における史跡指定区分



史跡としての保存管理事業を実施可能な範囲は、主に新座市が所有する土地であって、道路として供用されていない部分である。過去の事業で整備された歩道等については、史跡を見学するための施設と捉えられるが、自動車が通行する道路では路盤整備や埋設管も布設され、土あげ敷等の痕跡が残っている可能性も低いと言わざるを得ない。また、用水と市道が並走する区間は、いずれも所有者が市であるため、地番図上の境界が存在しない所が多い。

史跡指定範囲の外においては、かつて野火止用水が流れていた明確な痕跡が残る築堤があり、追加指定等により今後保護を要する場所もある。また、かつて水路が存在した範囲が、道路や歩道の一部になっている区間もある。さらに、野火止用水の開削によって育まれた、短冊形地割・屋敷林・畑・雑木林等が野火止用水周辺に存在し、地域の生業を伝える役割を果たしている。

水路に不可欠な水は、使用組合による水利権を維持しており、かつては多摩川から玉川上水を経た自然通水であったが、現在は暫定的に玉川上水に放流された高度処理水が分水されている。

野火止用水は地域住民にとって貴重な親水空間となっており、周辺の町内会やボランティア団体等による清掃活動や調査・観察が行われるなど、市民ボランティアによる保全活動も行われている。

市教委は、史跡の適切な保護を行うため、継続して調査研究を行っている。

(2) 保存（保存管理）の課題

野火止用水の史跡指定範囲は、原則として水路敷と土あげ敷であるが、標高に応じて水路の高さを変える必要があるため、実際に水路敷及び土あげ敷が一律の幅で存在したとは考えられない。各地点の標高と、水路の幅や深さと、土あげ敷の大きさは、土量と相関があり、場所に応じてその規模は違うと考えるべきである。しかし、確認・発掘調査によって土あげ敷の範囲を埋蔵文化財として確認することは容易ではないため、古絵図・古地図での表現やかつての地番図等から推定するのが現実的である。その一方で、史跡を保護するためには、指定範囲を明示し、現状変更許可申請等の必要な手続を周知しなければならず、継続的に調査・測量を行う必要がある。

旧計画でのA・B・C地区のうち、その後の交差点改良等の現状変更を受け、B地区であったところが暗渠化された区間もあり、水流を見られる区間の価値が増している。また、C地区であった国道254号から県道新座・和光線の区間においては、土地地区画整理事業に合わせて親水空間が整備され、水流が復活した。このような実態に即していない区間は、保存区分の見直しを行う必要がある。

また、過去の整備において雑排水の流入は抑制されたものの、管の撤去に至らなかった箇所が散見され、史跡の景観を損ねている。

史跡指定範囲の外に存在する用水跡については、史跡としての指定を検討するとともに、周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱い、保護に向けた取組に着手する必要がある。また、



現状保存が困難な場合は、適切に記録保存が行えるよう、事業者等に協力を求めていく。

野火止用水の本質的価値の理解や親水空間の維持のためにも、今後も水路への通水は不可欠であり、使用組合による水利権を維持する必要がある。現在の通水は高度処理水を放流しており、土砂を含んでおらず、浚渫の必要性がなくなったものの、法面の土が水の運搬作用によって削られてしまうため、素掘り区間では定期的に補修を行わなければならない。

用水沿いにある樹木等が大径化し、成長した根による法面の崩落が生じており、こうした崩落は、日当たりが悪く霜が降りやすい法面に多い傾向がある。また、高木化や老木化が進むことで、落枝や倒木による法面へのき損や通行者へ危害が及ぶ恐れもある。既に伐採を行った樹木についても、切株が残置されている箇所があり、抜根に伴う法面の復旧と、後継樹木植栽といった景観の回復が必要になってくる。

昨今の気候変動に伴う大雨の増加によって、道路からの雨水流入や一時的な水流の増大がみられ、法面の洗掘が生じ、場所によっては大きく崩落している場所もある。このような場合には、抜本的な対応の検討と、応急的な対応が必要になる。

自然的な要因だけでなく、清流対策事業といった再整備から35年近くが経過し、経年劣化が各所において顕著となっている。特に、木杭による護岸区間は、喫水線以下の木材が腐食するため、定期的な交換が必要となっている。

上記のように、水流、樹木周辺の洗掘、大雨、経年劣化等、様々な要因で法面の崩落が進行している区間を「崩落危険箇所」とし、特に、史跡の保存や周辺住民に悪影響を及ぼしかねない場所から、優先的に対処していく必要がある。



図 48：崩落危険箇所と近年のき損箇所

野火止用水の周辺地域では、昔から身近に感じてきた住民がいる一方、高度経済成長期に首都近郊のベッドタウンとして宅地開発が進み、新しい住民が急増した。史跡指定範囲のうち、旧計画のB・C地区では、史跡が住宅に隣接しているため、史跡についての理解を得ながら共存していくことが必要不可欠である。

史跡公園付近において、堀と車道との間に転落防止柵等がない危険性の高い場所への対応を検討しなければならない。

史跡の本質的価値を後世に受け継いでいくためには、調査研究が今後も必要である。古文書の調査や試掘調査等を行っているが、専門の職員が不足しており、増員も含めた組織体制の強化をしていくことが必要不可欠である。また、様々な市民団体による調査・観察等の活動成果が体系的にまとめられ、保管・公開されているとは言えず、庁内や団体間の情報共有が不十分である。



2 野火止用水の活用

(1) 活用の現状

学校教育においては、小学校の副読本にも用水開削の歴史が掲載され、子どもたちが野火止用水を学習する機会がある。また、用水周辺の学校においては、清掃活動を行っている。

市内にある3大学（十文字学園女子大学・跡見学園女子大学・立教大学）と市では、包括協定を締結しており、福祉・教育・文化・環境・防災など幅広い分野において相互に連携・協力をしている。特に、十文字学園女子大学が進める地域連携においては、野火止用水を軸に、大学と市民ボランティアと市が一体となった事業が行われている。

生涯学習においては、文化財行政主管課が野火止用水に関する書籍やリーフレット、ウェブサイトの作成を行うほか、職員を派遣する「出前講座」の中で、市の歴史の核として野火止用水を説明している。また、歴史民俗資料館においては、「野火止用水古絵図」を始めとした用水開削と新田開発の歴史を学べる展示を常設している。

野火止用水の水辺環境は、本来、台地中央部には存在しえないものであり、地域住民にとって貴重な親水空間となっている。また、用水周辺の町内会等では清掃活動が行われており、ボランティア団体が様々な活動を行っている。市は、清掃活動については、必要な用具を貸し出し、集めたゴミの回収処分を行うなど、活動支援を行っている。

野火止用水がもたらす歴史的・自然的環境は、本市が誇る資源であり、シティプロモーションの一環で、市内外に対する情報発信を行っている。来訪者向けの散策リーフレットを作成するとともに、新座駅を起点とした観光ボランティアガイドによる野火止用水の案内も行っている。

(2) 活用の課題

学校教育においては、指導する教員も市外出身者が多いため、教員向けに野火止用水の研修を行う機会が必要である。

市内3大学においては地域連携の継続と拡充を行い、他の教育機関等とも連携を図る必要がある。

生涯学習においては、普及啓発活動を継続的に行うために、職員数の確保とともに、書籍等の情報の更新が必要である。

地域住民に対しては、町内会やボランティアの加入者を維持・拡大し、住民主体の活動の継続を支援する。野火止用水は長距離に渡る水路であるため、各地域における住民の活動が、他地域の住民にも伝わり、一体的な活動として認知されるように、情報共有を促進する必要がある。

野火止用水の普及啓発のためには、シティプロモーションの観点にも立ちながら更なる情報発信を行い、観光ボランティアガイドの養成・研修も必要である。



3 野火止用水の整備

(1) 整備の現状

過去に実施された復原対策事業により、用水周辺に下水道管が整備され、野火止用水に雑排水が流入することは原則的にない。しかし、配管の撤去までは行われずに、長く放置されている箇所もあることから、景観を損ねる原因となっている。

清流対策事業により、護岸保護といった水路形態の整備や歩道整備、柵や車止め、^{あずまや}四阿、ベンチ等の施設の設置、法面への植栽や花壇植栽等を行った。西堀・新堀コミュニティセンターには、野火止用水の展示室を設けた。

用水沿いには、史跡の歴史等の情報を伝える説明板を各所に設置している。また、他の地域から訪れた方が散策しやすいように案内板も設置している。

(2) 整備の課題

清流対策事業から35年近くが経過し、各所で経年劣化が顕著となっている。木杭で護岸された区間では、喫水線付近が浸食されて倒れるため、定期的な交換が必要となっている。歩道にも段差が生じており、特に高齢者や障がい者の通行に支障を来している。また、歩道が狭い場所が多く、路側帯しかない場所もあるため、通行者がすれ違い時に衝突する、車道に出る等の危険が発生している。その他の柵や案内板、四阿、ベンチ、トイレ等についても、経年劣化への対応と、社会情勢の変化に対応した再設置を検討する必要がある。

素掘りの区間では、近年の局所的な集中豪雨により、道路から雨水が流入し、水量が急増することで、用水法面が削られ、隣接する民有地を浸食し始めている。また、法面に生える樹木の高木化や、伸びた根が洗われる等で、倒木の発生や法面の崩落の一因となっている。

清流対策事業等で法面に植栽されたツツジ等や歩道上の樹木が繁茂することで、用水の目隠しや通行の支障となって見学を妨げ、景観を損ねている。特に、夏季の植物の成長が著しく、草刈りや剪定が追い付かずに、近隣住民から苦情が寄せられることがある。

また、生態系についても考慮する必要がある。近隣住民による法面への外来種や園芸種の植栽が確認されている。昭和60年（1985）に、東京都がユスリカ対策で放流したコイが、下流の新座市域でも生息している。コイに餌をあげる人もいるが、水質汚濁の一因となり、コイの増加が捕食する水生生物の減少を招いている。

野火止用水沿いの説明板は、老朽化して読めなくなる等の課題が生じている。また、区画整理事業に併せて親水空間の整備を行った区間については、説明板が設置されておらず、用水の価値と保存・整備の方法が市民に伝わりにくい。



図 49：劣化の進んだ説明板

4 野火止用水の運営・体制

(1) 運営・体制の現状

野火止用水は道路行政主管課が、河川の一つとして法面の補修や樹木剪定、水量の調整等の日常的な維持管理を行っている。また、野火止用水に架かる橋や工作物の設置等に関する行政財産の使用許可についても、道路行政主管課が行っている。き損や復旧、現状変更等の手続が必要な場合は、文化財行政主管課が県教委や文化財保護審議委員会と連携しながら、史跡として必要な保護を指導している。

野火止用水の活用に当たっては、文化財行政主管課が書籍等の作成・配布、説明板の設置、講座での講師、歴史民俗資料館での展示等を行っている。また、観光行政主管課が、散策コースを示したリーフレットの配布や案内板の設置、観光ガイドボランティアの養成を行っている。

他に、野火止用水の水質検査は環境行政主管課、野火止用水使用組合の事務局は道路行政主管課、がそれぞれ行っている。

十文字学園女子大学によるCOC事業によって、大学・行政・市民の地域連携が進められ、ボランティアネットワークである「ふるさとの緑と野火止用水を育む会（HUGネット）」が発足し、灌木の剪定や清掃、子ども向けの体験事業等の主体的な活動を行っている。

野火止用水周辺の小・中学校や町内会による清掃活動等が行われている。

(2) 運営・体制の課題

平成7年（1995）3月に策定された旧計画については、その後の見直しが継続されておらず、事業の進捗管理が不十分であった。

野火止用水を対象とする事業が様々な部局で実施・管理されているため、市民からは担当課がわかりにくいとの声が上がっている。また、庁内の関係部局が定期的に情報共有を行う会議等が存在していないため、市民の活動や要望を庁内で共有しきれていないことがあった。



野火止用水に関わる市民の輪を広げ、地域住民・行政・大学・事業者等を含めた情報共有と連携を促進するための場づくりが必要である。